

復興水産物「食べて応援」支援事業

募集要項

■事業内容■

三陸・常磐エリアの水産物の美味しさを生活者に実感していただくため、特に東海・近畿・中国・四国エリアにおいて鮮魚を専門的に販売する小売店や鮮魚販売に力を入れる小売店等が創意による復興水産物の販売促進キャンペーンを開催すること、および専用の販売コーナーを一定期間設置し、復興水産物を販売促進する取組を支援します。

■募集内容■

<実施期間>

実施期間は共通で、8月1日(金)～12月15日(月)までの期間内とします。

但し、実施日数は30日以上での実施を必須とします。

※事務局主導のプロモーションは9月1日(月)～の実施となりますが、対応が可能な事業者は、8月1日(金)から実施いただいても構いません。

※但し8月中の事業実施については事務局によるキャンペーンやイベント施策などはございませんのでご了承ください。

※助成金の支給対象期間は、交付決定通知を発出した日から、事業実施が完了する日までとなります。

※実施店舗に対する実施状況確認のための実地調査、ヒヤリング調査および仕入れ先に対する調査等にご協力いただきます。

<実施期間例>

- ・8月1日(金)～12月15日(月)の期間で継続してキャンペーンを実施(実施日数 137日間)
- ・9月と11月にキャンペーンを実施(実施日数 60日間)
- ・8月21日(木)～12月15日(月)の期間内で、毎週木曜日～日曜日でキャンペーンを実施(実施日数 68日間)
- ・8月は青森フェア、9月は岩手フェア、10月は宮城フェア、11月は福島フェア、12月は茨城・千葉フェアを実施(実施日数 137日間)
- ・実施期間の8月～12月の間で、ひと月あたり15日間のキャンペーンを4回実施(実施日数 60日間)

<取り扱う水産物について>

・6県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)で水揚げされた鮮魚・活魚等(甲殻類、貝類、海藻類を含む)の水産物、または6県で加工された水産加工品(高次まで可)を対象と

します。※水産加工品のみの取り扱いは不可。

・鮮魚・活魚等（甲殻類、貝類、海藻類を含む）の水産物については6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）すべてから必ず仕入れてください。また、期間内で可能な限り特定の県に偏ることなく、まんべんなく扱ってください。

※仕入れルートがない場合は事務局より紹介しますので、助成申請書にご記載ください。

※水産物の定義

①活魚・鮮魚等（甲殻類、貝類、海藻類を含む）

活魚…生きている魚

鮮魚…丸（ラウンド）の魚

鮮魚同等品…冷蔵及び冷凍のドレス、セミドレス、フィレ、ロインなど（鮮魚売り場にて加工して刺身、切身、寿司など鮮魚と同様に販売するもの）

【6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）で水揚げされたものに限られることにご留意ください。】

②加工品

低次加工品…そのままでは販売できず、店舗で加工が必要なもの。

例) パン粉付け切り身、漬け魚など

高次加工品…そのまま販売できるパッケージ商品

例) 缶詰、佃煮など

【6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）で加工されたものに限られることにご留意ください。】

<実施事業者の補助額上限について>

- ・本事業における1社あたりの補助額は実施店舗数を問わず下限100万円、上限5,000万円となります。
- ・また、補助上限額の範囲内の提案であっても、応募事業者の数が多く、本事業の趣旨である「復興水産物の販促支援」の目的に鑑みたとき、採択事業者数を増やす視点から、採択時において補助額の調整を依頼する場合があります。

<助成対象経費について>

- ・産地へ訪問する場合の旅費等
- ・広告宣伝費や販促のための資材作成費、商品の輸送費や製氷費等の店頭情報発信費等
- ・売場作りの外注費等の役務費等
- ・その他の費用

※詳細は5～8ページに記載の「助成対象経費の詳細」をご確認ください。

※消費税を除いた金額で記入・申請ください(後述の「消費税の取扱いに関する注意事項」を確認してください)。

■応募者の条件■

以下の①～⑤を満たしていること。

- ① 本社所在地ならびに実施店舗が東海・近畿・中国・四国エリア(※)にあること。
※対象の府県：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県、香川県、徳島県
- ② 以下(1)(2)のいずれかの小売業等であること。もしくは(1)(2)のいずれかの条件を満たす小売業等に水産物を納める卸売業・商社等であること。ただし、卸売業・商社等の場合は、応募の段階で復興水産物を販売する小売業等と実施店舗や実施内容について協議し、合意を得ていること。
(1)水産物を専門的に取り扱う小売業(売り場に水産物を販売する従業員が常駐していること)。
(2)水産物の販売を行う食品スーパー等(水産物を専門で取り扱う担当者が常駐している店舗に限る)。以下(1)(2)のいずれかの小売業等であること。
- ③ 複数人の担当バイヤーを置くなど取組事業の十分な実施体制が構築できていること。
- ④ 当該事業で復興水産物を販売する店舗の水産担当者は、2025年7～8月に開催予定の事務局主催の復興産地に関する基礎研修会に参加すること。
※基礎研修会は、1店舗あたり1名以上の参加が望ましいが、難しい場合は1事業者あたり1名以上が参加し、その内容を必ず各店舗に共有すること。

<基礎研修会 概要>

実施場所(予定)：採択事業者の所在地に応じて調整予定

実施時期(予定)：2025年7月～8月

実施方法(予定)：対面研修(WEB対応は要相談)

講習時間(予定)：1日程度

研修内容(予定)：対象産地や水産物、生産時における取組み、
加工品等についての情報提供、販売時のポイント、
消費者向けの推奨する訴求方法等
実績報告書の書き方や事業実施後に提出する必要がある証憑類の説明
プロモーションについての説明

- ⑤ 採択された事業者は、基本的に2025年7月9日(水)～11日(金)に開催予定の事務局主催の復興産地の展示商談会(3日間・大阪にて開催)に参加すること。

※参加する日程は開催日のなかで事務局と調整

<展示商談会 概要>

実施場所(予定): 大阪市内

実施時期(予定): 2025年7月9日(水)～11日(金)

実施方法(予定): 産地サプライヤーから商品募集し、サンプル品を展示。

株式会社ショクシンによる売場づくりや販売手法の提案

※「追加開催の実施については、必要性を判断のうえ、随時ご案内いたします。

※本展示商談会参加のための旅費交通費は、本事業の補助対象経費となります。

- ⑥ 必須条件として、農林水産省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者でないこと。

■応募に関する留意事項■

採択事業者の審査にあたっては、復興水産物の東海・近畿・中国・四国エリアでの販売促進という目的を鑑み、2025年度本事業に「新規」で取り組む事業者には採点時に新規事業者としての加点があります。

■応募期間■

2025年4月23日(水)～5月30日(金)必着

■応募方法■

助成申請書(様式1)、誓約書(様式2)に必要事項を記載し、他提出書類と共に郵送、メール、FAX等でご送付ください。

■提出書類■

応募にあたっては、以下の書類が必要です。チェックリストを使い、漏れのないようにご用意ください。

- ① 様式1 復興水産物「食べて応援」支援事業 助成申請書
- ② 様式2 誓約書 ※代表者の自署が必要です(社判の場合は丸印が必要です)
(店頭価格が仕入れ額を下回ることがないようにする、産地偽装排除など)

事業に関する誓約事項ならびに暴力団排除に関する誓約事項)

- ③ 直近（1年）の決算書の写し
(決算書には最低限、貸借対照表と損益計算書が必要です)
- ④ 履歴事項全部証明書の写しまたは現在事項全部証明書の写し
(※発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 応募店舗の店内や厨房の写真 (※事業を実施する全店舗の写真が必要です)
※1店舗につき、1~2枚程度

■応募の流れ■

- ①助成申請書(様式1)、誓約書(様式2)に必要事項を記載し、他提出書類と共に、郵送、メール、FAX等で事務局まで提出してください。
- ②事務局による1次審査(書類審査)後、審査員による審査委員会を経て、支援対象者を決定いたします。

※応募多数の場合、審査の結果によっては採択されない可能性があります。

審査は、仕入金額と経費の費用対効果や十分な実施体制であるか等を重視します。

※助成対象として認められるのは交付決定通知が発行された後からの経費のみとなりますので、ご注意ください。

※採択された事業者には、事業開始前と事業終了後に農林水産省指定の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートをご提出いただきます。

■応募から実施までのスケジュールについて■

2025年4月23日 ~5月30日	募集期間 (応募書類の締め切りは5月30日必着)
~6月	審査期間(追加資料の招請があります)
6月末日頃	審査結果通知・事業者決定通知の送付
7月~8月 ※1~2日程度を想定	事務局による復興産地の基礎研修会(参加必須) ※本事業の経費申請や事務局主導のプロモーション施策等に関する説明を行います。 (提供する店頭ツール、マストバイキャンペーン、番組、販売員派遣など)
8月1日~12月15日	事業実施期間(この期間内で30日以上の実施が必須)
実施終了後 1か月後程度	事業終了後、1か月以内に経費関係書類、報告書を提出 (選定事業者に、様式を送付します)

■進捗報告■

事業実施中、事務局宛に進捗報告を行っていただきます。

(報告方法は選定事業者に別途説明します)

■実績報告■

事業実施後、事務局宛に実績報告を行っていただきます。

(選定事業者の様式を送付します)

〈提出書類 (予定)〉

- ・ 対象産地の仕入れ額等の定量的数値の報告
- ・ 事業実施内容や事業の波及効果等の定性的報告
- ・ 店舗毎のキャンペーンの実施内容がわかる写真
- ・ 制作した広告物や販促物の写真
- ・ 経費関係書類 (請求書や振込が確認できる書類等)
- ・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- ・ その他、事務局が提出を求める資料

■助成対象経費の詳細

以下の表に示す費用が助成対象となります。※本事業にかかわるものに限る

助成対象経費	助成対象となる費用等の詳細
<p>① 旅費</p>	<p>取組実施者が行う各種活動の実施に必要な出張に係る経費とする。</p> <p>各取組実施者の旅費規程等に基づき、適正な経理処理を行うこと。規定等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行うこと。また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを提出する必要がある。なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めること。</p> <p>※経済的及び合理的な経路の経費のみ認められる。</p> <p>※店舗担当者が産地へ訪問する場合は、1店舗あたり1名まで。</p> <p>※卸売業・商社等の担当者が産地訪問する経費も含まれる。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地へ店舗担当者やバイヤーが訪問する場合の交通費、宿泊費、レンタカー費、高速料金、駐車代金 <p>(対象外となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の入湯税
<p>② 店頭情報発信費</p> <p>※各取組事業者の行う広報活動とは別に、9月開始予定の事務局主導のプロモーションへのご協力をお願いいたします。</p>	<p><u>1) 広告宣伝費 (本事業に関わるものに限る)</u></p> <p>(事務局指定のロゴ等の入れ込み必須)</p> <p>本事業における取組みや売場の広告宣伝に係る費用。</p> <p>※確実に対象水産物の広告宣伝用に制作したことがわかるよ</p>

<p>(プロモーション例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内売場販売員の派遣 ・店頭マストバイキャンペーン ・催事イベントを通じた認知拡大施策 ・テレビ施策など 	<p>う、現物や写真などの証憑が必要となる。</p> <p>全ての取引に関しては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となる。ただし発注する内容の性質上、2者以上から見積もりを取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約とすることが可能となり、その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となる。</p> <p>※「従来から付き合いのある、やりやすい業者である」、「制作にあたり当社のトーン&マナーをわかっている」等は相見積りを回避する理由としては認められない。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・折込チラシやWEB広告、WEBサイトの専用ページ作成、テレビ・ラジオ・新聞等への広告費 <p>※チラシなどについては、本事業に係る部分だけが補助対象となる(本事業以外の広告宣伝も含む場合は掲載面積などで按分する必要がある)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン等の実施におけるプレミアム(景品)の提供費 ・試食用の商品調達費 <p>※試食用で調達したものは一切、販売することはできない。</p> <p>(試食に係る経費はキャンペーン期間中における申請店舗での対象水産物の総仕入額の10%以内)</p> <p>(対象外となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象水産物以外(お菓子など)の6県産品のチラシ ・申請のない店舗で使用する広告宣伝費 <p><u>2) 販促のための資材作成費</u></p> <p>(事務局指定のロゴ等の入れ込み必須)</p> <p>本事業で実施する販促の資材等の作成費。</p> <p>※事務局よりB2ポスター/A4チラシ・のぼり/ミニのぼり・シール・はがきは販促店頭ツールキットとして提供いたします。</p> <p>全ての取引に関しては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となる。ただし発注する内容の性質上、2者以上から見積もりを取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約とすることが可能となり、その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となる。</p> <p>※「従来から付き合いのある、やりやすい業者である」、「制作にあたり当社のトーン&マナーをわかっている」等は相見積りを回避する理由としては認められない。</p> <p>(対象となる例)</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・各取組事業者独自ののぼり、ポスター、POP、デジタルサイネー ージのコンテンツ作成、紹介動画作成、売場の腰巻、トラック のラッピングなど。 ※確実に対象水産物の販促用に制作したことが分かる写真な どの証憑が必要となる。 (対象とならない例) ・ロゴの入っていない看板やのぼりなど ・のぼりを固定するポールや台座、試食用のテーブル、POP ス タンドなど本事業以外の施策に流用可能な資材。 ・申請のない店舗で使用する販促物。 <p><u>3) 水産物の調達費用※商品代金を除く</u></p> <p>(産地輸送費、製氷や梱包資材の購入等)</p> <p>対象水産物を調達するにあたり、本体の仕入れ費 (商品代金) を除いて発生する費用が対象となる。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地からの商品の輸送費、製氷費、梱包資材費、一時保管費 など <p>※輸送費用に、対象水産物と対象外の水産物の両方が含まれる 場合、対象水産物の物量、金額等による按分が必要となる。</p> <p>(対象外となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 県以外から仕入れた商品 ・対象水産物と対象外の水産物の両方を含む輸送費で、対象水 産物の物量等による按分の根拠が証憑で示せないもの ・申請のない店舗への輸送費や資材費
<p>③ 役務費 (売場作り等の外注費)</p>	<p>事業を実施するために必要な、それだけでは本事業の成果とは 成り得ない経費を役務費とする。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売場設営の外注費 <p>(対象外となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請のない店舗の売場設営の外注費
<p>④ その他の費用</p>	<p><u>1) 旅費で支出されない経費</u></p> <p>実施している店舗を本部担当者等が巡回するときの交通費等 が対象となる。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部～店舗 A～店舗 B～本部のガソリン費 <p><u>2) 設備等の賃借料</u></p> <p>本事業の実施にあたり、売場に冷ケースなどをレンタルで設置</p>

	<p>する場合の賃借料である。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設売り場を使用する冷ケースのレンタル費 ・キャンペーン告知のみに使用するデジタルサイネージのレンタル費 ・キャンペーン実施に伴う来客増に対応する為に借りた臨時駐車場の賃借料 <p>※確実に対象水産物の販売で利用したことが分かる写真などの証憑が必要となる</p> <p>(対象外となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料や購入費用 <p><u>3) 労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費</u></p> <p>売場への外注でのマネキン利用費用などが対象となる。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請店舗での対象水産物試食提供のためのマネキン派遣費 <p>※外注のマネキンを発注する場合でも、必ず店舗に水産物を専門で取り扱う担当者が常駐していることが必要となる。</p> <p><u>4) その他水産庁長官が復興水産物の販売促進の取組の実施に必要なと認める経費</u></p> <p>※内容によっては、助成対象外となる可能性があるため、事前に事務局に相談すること。</p> <p>(対象となる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業のためのコンサルティング費用 <p>※事務局から紹介された講師等を招聘して実施する鮮魚担当者等に対する研修費など(ただし事務局が実施する基礎研修会とは異なる内容であることが分かる証憑が必要となる。また、対象となる魚種は、三陸・常磐沖で主に漁獲される魚種で、かつ取組事業者が本事業の実施以前の3年間において販売実績のない魚種とする)。</p>
--	--

【その他、以下は経費対象外となります】

- ・販売促進に係る値引き原資
- ・人件費(自社の人件費、店舗担当者の人件費)
- ・商品券等の金券等
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
 ※卸売業・商社等の応募の場合に振込手数料が認められるケースがあるため、
 後述の「卸売業・商社等の応募に関する注意事項」を確認してください）
- ・ 消費税、地方消費税その他の公租公課
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 事業計画書、申請書、実施報告書等の提出する書類の作成及び提出に係る費用
- ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・ その他本事業の主旨に照らして、助成金を支出することが不適切であるとされる経費

■ 調達に関する注意事項

以下に示す企業等からの調達が発生する場合、調達先にも利益排除の原則と助成対象経費のルールが適用されます。

ア. 助成事業者自身

イ. 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ. 助成事業者の関係会社（助成事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。）

■ 消費税の取扱いに関する注意事項

今回の助成金では、実際に発生した経費から、消費税相当額を控除した金額のお支払いとなります。そのうえで、発生した経費で支払った消費税分の金額につきましては、確定申告時に助成事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けていただくことになります。

■ お問い合わせ先 ■

復興水産物「食べて応援」支援事業事務局

（対応時間：平日 10時～18時）

住所：〒980-6009 宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 9F
 株式会社エス・ブイ・シーホールディングス内

電話番号：022-797-7522

メールアドレス：info@suisan-tabete-ouen.jp

FAX 番号：022-716-0867